

第10章 運営・体制の整備

10-1 運営・体制の方向性

両史跡を適切に保存管理、維持管理、活用していくために、次のような運営・体制で取り組むものとする。

- 両史跡の保存管理については、管理団体・所有者である町が責任を持って進める。
- 史跡隣接地区や周辺地域の保存管理については、地域や土地所有者の理解と協力のもとに、行政と地域が協働して取り組む。
- 両史跡・史跡隣接地区・周辺地域の維持管理や活用については、行政と地域が協働して行い、地域住民が史跡に親しみや愛着を持てるようにする。

10-2 運営・体制の整備の方法

1. 調査・管理活用体制の充実化

- 町教育委員会では現在3名の文化財担当者を配置しているが、両史跡の保存管理、活用、整備、調査研究の諸業務を適切に遂行するため、職員の適切な配置（担当職員の増員）等、体制の充実化を図る。
- 町文化財保護審議会のほか、両史跡の調査や保存活用整備に関わる委員会を設置し、有識者や地元住民代表等の意見・指導も踏まえて、本保存活用計画を遂行する体制をとる。

2. 関係行政機関等との連携体制の整備

- 県教育委員会や文化庁等の関係機関との連携を強化し、両史跡の保存管理、活用、整備、調査研究の進め方について適宜指導を受ける。

3. 町内の関係各課との連携体制の整備

- 史跡・史跡隣接地区・周辺地域の保存管理、活用、整備について、町の建設課、農林水産課、商工観光課といった関係各課と情報共有し、関連事業の計画の策定と実施、開発事業の調整、関係法令の遵守等について、連携・協力する体制を構築する。

4. 地域との連携・協働による管理運営

- 両史跡・史跡隣接地区・周辺地域の保存管理、活用、整備については、行政・地域・町民等により構成される管理運営協議会を組織して実施する。史跡指定地外の保存管理については、土地所有者への本計画内容の周知や関係者との協議を通じて、本計画内容遂行について理解と協力を求め、各種開発行為等は遺構の保存や良好な景観の保全に支障の無い範囲に留めてもらうなど、適切な措置を講じる。
- 周辺農地と密接に関わる史跡の日常的な維持管理の事業の一部は、地域協議会や民間の業者等へ委託して実施する。

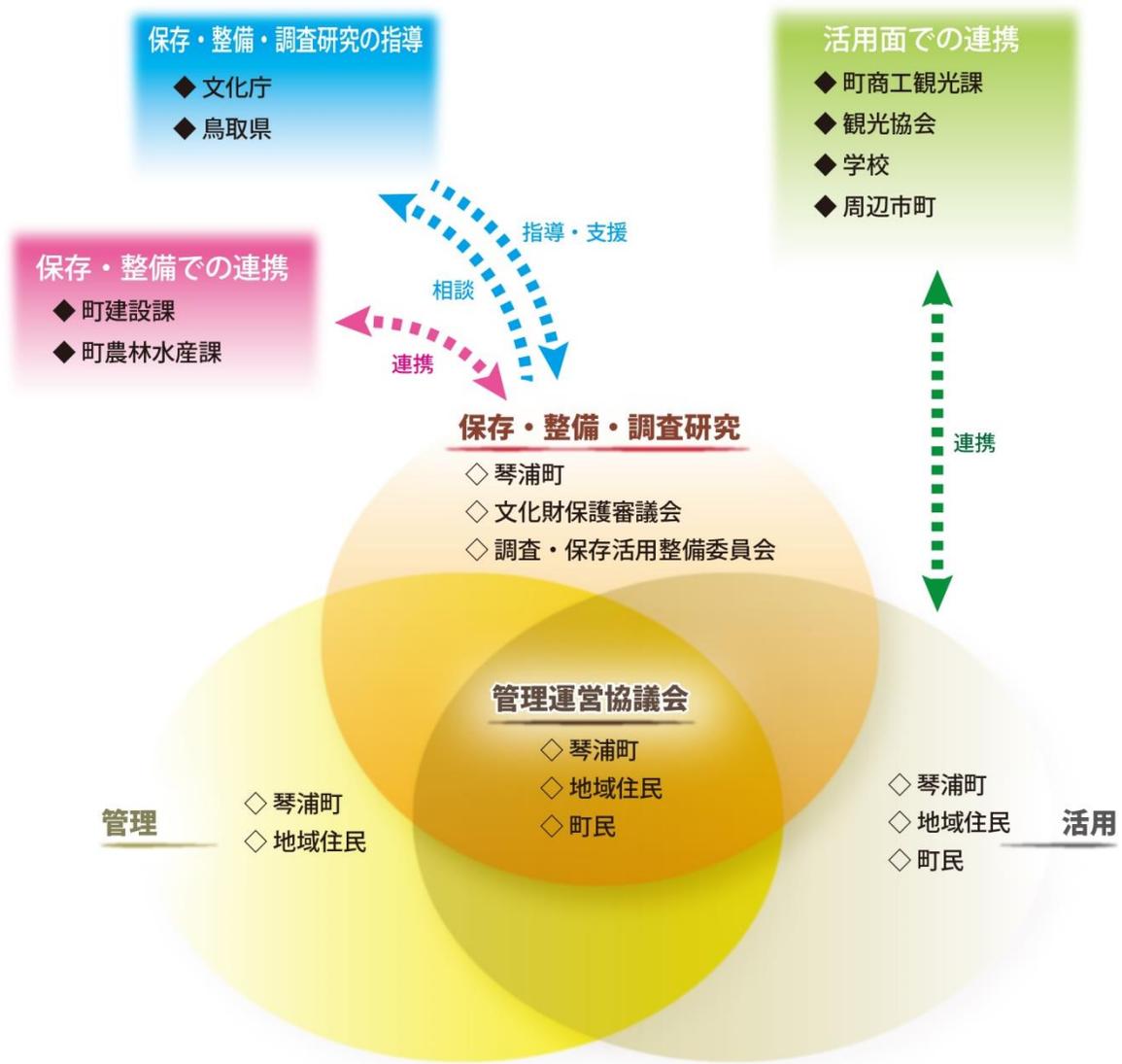


図 10-1 運営体制イメージ